

◎佐賀県条例第32号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～176の3 略				1～176の3 略					
176の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項又は第9項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認又は承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	略				176の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認又は承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	略			

改正前		改正後	
176の5～185 略		176の5～185 略	
186 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項に規定する医薬品の製造販売の承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	略	186 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する医薬品の製造販売の承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	略
187 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項に規定する医薬部外品の製造販売の承認事項の	略	187 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する医薬部外品の製造販売の承認事項の	略

改正前		改正後	
<p>一部の変更の承認の申請に対する審査</p>		<p>一部の変更の承認の申請に対する審査</p>	
<p>187の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）</p>	略	<p>187の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）</p>	略

改正前				改正後			
187の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（5年ごとに受けるものに限る。以下この号において同じ。）		略		187の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（5年ごとに受けるものに限る。以下この号において同じ。）		略	
187の4～319 略				187の4～319 略			
320 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、		略	(1) <u>ブルセラ病及び結核病</u> 1頭につき 350円 (2) 略	略	320 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、		(1) <u>ブルセラ症及び結核</u> 1頭につき350円 (2) 略

改正前		改正後	
<p>第5条第1項 又は第31条第 1項の規定に 基づく家畜の 検査（同法第 5条第1項の 規定に基づく 家畜の検査に あつては、監 視伝染病の発 生を予防する ためのものに 限る。以下こ の号において 同じ。）</p>	<p>(3) <u>ピロプラ ズマ病</u> 1頭 につき350円</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>ひな白痢</u> 1羽につき 50円</p> <p>(6) <u>寄生虫病</u> 1頭につき 350円</p> <p>(7) 略</p>	<p>第5条第1項 又は第31条第 1項の規定に 基づく家畜の 検査（同法第 5条第1項の 規定に基づく 家畜の検査に あつては、監 視伝染病の発 生を予防する ためのものに 限る。以下こ の号において 同じ。）</p>	<p>(3) <u>ピロプラ ズマ症及びア ナプラズマ症</u> 1頭につき 350円</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>家きんサ ルモネラ症</u> 1羽につき50 円</p> <p>(6) 略</p>
321・322 略		321・322 略	
<p>323 家畜伝染 病予防法第8 条（同法第31 条第2項にお いて準用する 場合を含む。） の規定に基づ く家畜の検査 （同法第4条 の2第3項の</p>	略	<p>323 家畜伝染 病予防法第8 条（同法第31 条第3項にお いて準用する 場合を含む。） の規定に基づ く家畜の検査 （同法第4条 の2第3項の</p>	略

改正前		改正後	
規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。以下この号において同じ。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付		規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。以下この号において同じ。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	
324～494 略		324～494 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1第320号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1第323号の改正規定 令和3年4月1日